優先整備路線の検証について (報告)

令和6年8月22日 小金井市都市計画審議会

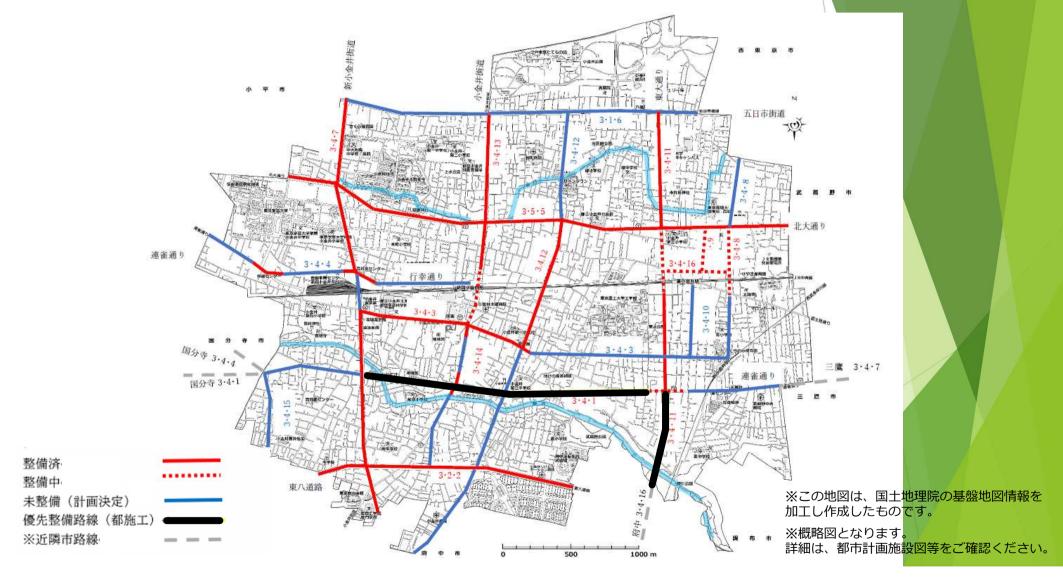
本日の報告の流れ

- ▶1 検証の目的・経過
- ▶2 優先整備路線の位置づけ
- ▶3 検証の考え方
- ▶4 検証の進め方・手法について

目的

- ▶ 小金井都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線外(以下「2 路線」という。)は、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)で将来都市計画道路ネットワークの検証により必要性が確認され、優先整備路線(都施行)に選定された。
- ▶ 2路線が整備方針に示されたことを契機に、環境等への影響に関する懸念などが高まり、市民及び市議会から多数の意見が寄せられている。
- ▶ 一方で、防災性確保等の必要性も指摘されるなど、様々な意見が寄せられている。
- ▶ 事業について施行者に要望するためには、関係自治体に根拠を明確にして説明することが求められる。
- ▶ そのため、都市環境、地域的な課題等も加えた評価手法により、当該2 路線の事業に係る必要性及び合理性について検証する。

小金井市の都市計画道路の整備状況



【位置図】

3·4·11号線

【主な選定 理由】 自動車交通 の円滑化



3·4·11号線 (府中東小金井線)

の整備状況

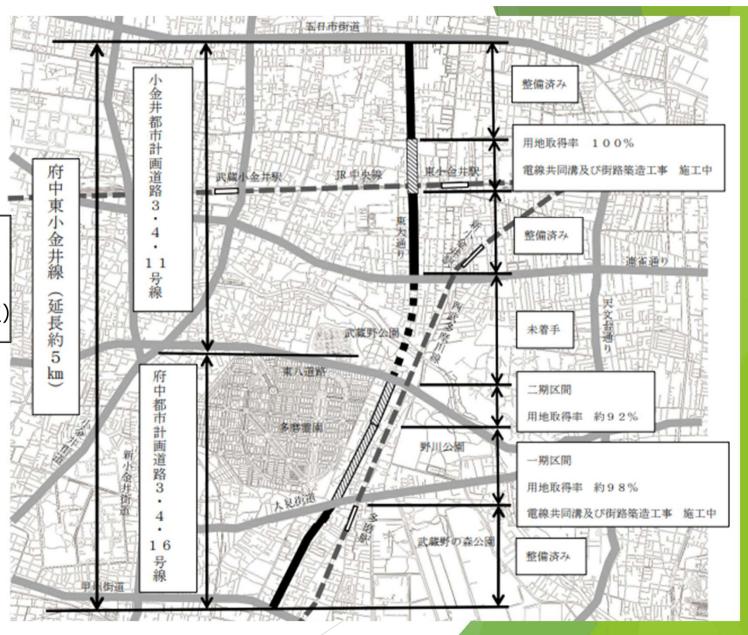
※令和6年第1回定例会提出資料



事業中

完了

第四次優先整備路線(都施工)



【位置図】

3·4·1号線

【主な選定 理由】 地域の安全 性の向上



3・4・1号線(連雀通り) 周辺自治体を含めた整備状況



【凡例】

第四次優先整備路線(都施工) 第四次優先整備路線(区市施工)

これまでの経過1

- ■東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)
- ▶ 平成 25 年 9月 市町検討会を設置し、検討を開始
- ▶ 平成 25 年 10 月 都・市町策定検討会議を設置し、協働で調査検討を開始
- ▶ 平成 27 年 12 月 整備方針(案)に対するパブリックコメント募集
 - ※寄せられたパブリックコメント 4,126 件(都内全域)

小金井 3・4・1号線及び小金井 3・4・11 号線に関するもの 2,111 件

2路線について、整備推進・要望等が70件、廃止・見直しが2,041件

▶ 平成 28 年 3 月 東京における都市計画道路の整備方針策定

これまでの経過2

- ■東京都による小金井 3・4・11 号線に関する意見交換会、説明会等
- ▶ 意見交換会は3回開催(平成29年11月、平成30年1月、平成31年2月)
- ▶ 説明会は2回開催(平成30年3月に2回)
- オープンハウスを1回開催(令和2年2月)
- ■市議会の動向(令和6年7月末現在)
- ▶ 陳情が5件採択(計画の見直し、市民を交えた議論の機会の設置、概略設計など)
- ▶ 意見書が11件可決(計画の見直し、意見交換会の継続、運営方法に関するものなど)
- ▶ 決議が7件可決(市の対応を求めるもの、意見交換会の継続開催の働きかけ、

都市計画道路の是非を議論できる場の設置など)

- ■小金井市から東京都への要望活動
- ▶ 市長から都知事に要望伝達
- ▶ 要望書の提出(平成31年、令和元年、令和2年 計3回)

これまでの経過3

■小金井市都市計画マスタープラン(抜粋)

平成24年3月策定

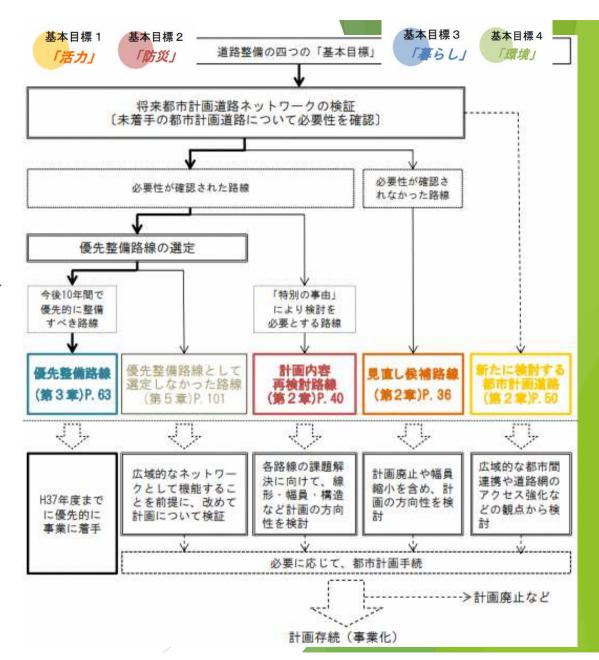
- 小金井 3・4・11 号線は、整備済み・着手路線との連続性や駅周辺へのアクセス動線の確保 を勘案して、東京都に対して整備推進を要望するなど、道路整備を計画的に進めます。
- 小金井 3・4・1 号線は、国分寺崖線(はけ)のみどりの保全を勘案し、一定区間での路線変更などの可能性について検討します。

令和4年8月策定

- 東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、 道路ネットワークの形成及び国分寺崖線(はけ)※、野川、玉川上水及び都市公園など自然 環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。
- 長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。

東京における 都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)

- 道路整備の四つの基本目標を踏まえ、 始めに未着手の都市計画道路を対象に、 15の検証項目に照らして「将来都市計 画道路ネットワークの検証」を実施
- 検証により必要性が確認されなかった 路線については「見直し候補路線」と して位置付け
- ▶ 計画期間は、平成28年度から令和7年 度までの10年間



東京における 都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)

基本目標

力

防

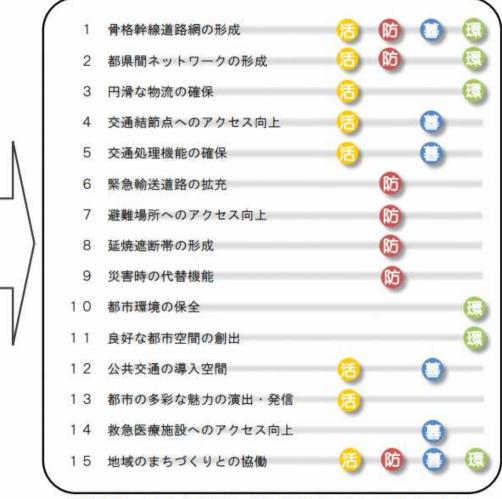
災

暮ら

環

境

- ■将来都市計画道路ネットワークの検 証の考え方
- ▶ 都市計画道路の整備に関して設定した四つの基本目標を掲げ、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を考慮
- ▶ 目標実現に向けて今後も必要な都市 計画道路とはどのようなものか検討
- ▶ 15項目を設け、検証を実施

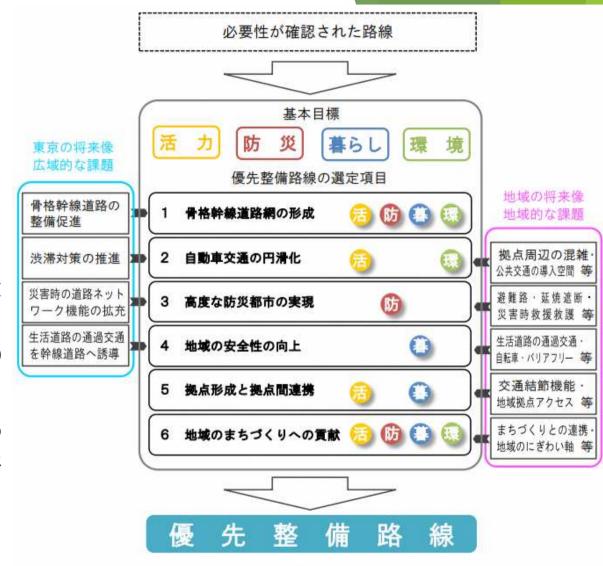


検証項目

「検証項目」に示した番号は、検証の順位を示すものではありません。

東京における 都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)

- ■優先整備路線の選定の考え方
- ▶ 東京全体を捉えた将来像や広域的な課題に加え、地域の将来像や地域的な課題が存在するため、それぞれの視点から六つの選定項目を設定
- ▶ 選定に当たっては、事業の継続性や 実現性などを踏まえ、総合的に判断



※「選定項目」に示した番号は、優先順位を示すものではありません。

都市計画運用指針(抜粋)

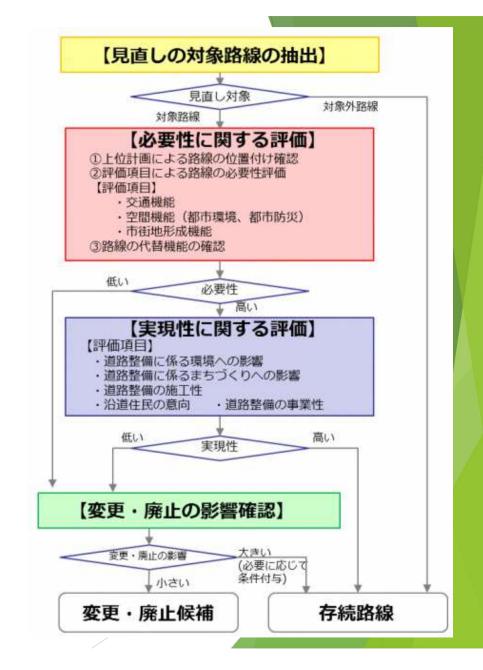
■道路の都市計画の考え方

道路に関する都市計画の見直し

- 都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また、地域整備の方向性の見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。
- ▶ 都市計画道路の変更を行う場合には、その変更理由を明確にした上で行うべきである。
- 長期にわたり未整備の路線については、長期的視点からその必要性が従来位置づけられてきたものであり、単に長期未着手であるとの理由だけで路線や区間毎に見直しを行うことは望ましくなく、都市全体あるいは関連する都市計画道路全体の配置等を検討する中で見直されるべきである。
- 都市計画道路が整備されないために通過交通が生活道路に入り込んだり、歩行者と自動車が分離されないまま危険な状態であるなど対応すべき課題を明確にした上で検討を行う必要がある。
- 都市計画道路の廃止や幅員の縮小は、例えば都市の将来像の変更に伴い想定していた市街地の拡大が見直されるなどにより当該道路の必要性がなくなった場合や、都市計画道路の適切な代替路線を別途計画する場合等が考えられるが、変更を行う場合にはその変更理由を明らかにした上で行うべきである。
- ▶ 代替路線を計画する場合は、新たな建築制限が課される関係者を含めた地域社会の合意形成の必要性も念頭において検討を行うことが必要であると考えられる。

都市計画道路の見直しの手引き参考事例(国土交通省)

- ■都道府県・政令市が作成したガイドラインによると、右図の都市計画道路の見直し検討の流れを採用しているものが多い。
- ▶ ① 検討対象となる見直し対象路線を抽出
- ▶ ② 個々の路線の必要性を検討
- ▶ ③ 必要性が高いとされた路線を対象に、 実現性を検討
- ▶ ④ ②、③を踏まえて、総合的に都市計画 を変更・廃止した場合の影響を確認



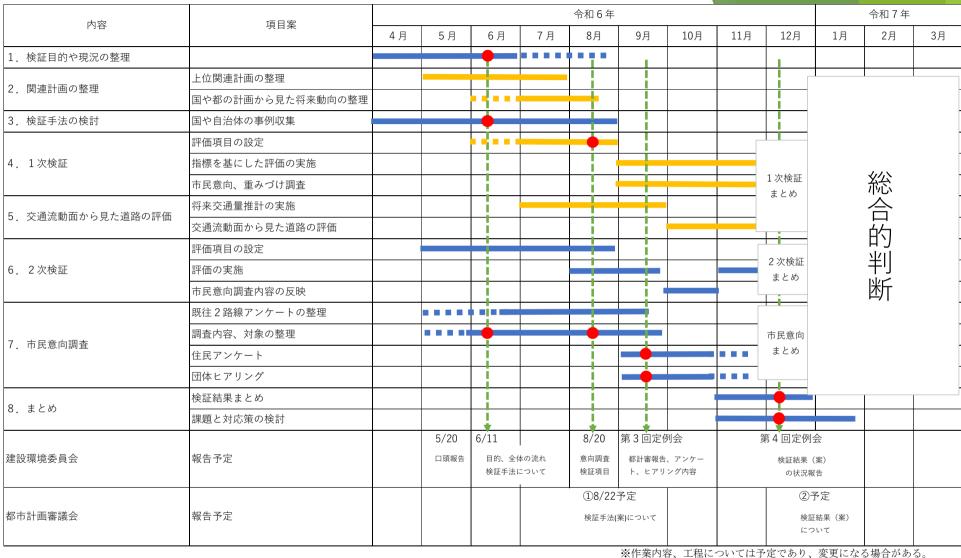
検証の進め方

- ■委託業者の知見を活用した検証(1次検証)
- ▶ 都市計画道路の役割及び機能の観点から必要性を検証する。
- ▶ 市内の未着手路線との比較を行い客観性を確保する。
- ■地域の課題を反映した検証(2次検証)
- 本市固有の地域的な課題等の観点から検証する。
- ▶ 国及び自治体の都市計画道路見直しの考え方を参考に検証手法を検討する。
- ■市民意向調査
- ▶ 市民意向を把握し、評価項目に市民の意見を反映させるため、アンケートやヒア リングを実施する。
- ■都市計画審議会
- ▶ 都市計画に関する検証であるため、都市計画審議会に意見を求めることとする。

検証の進め方

2路線 全路線 (未施行) 【委託】都市計画道路の役割及び機能から必要性を検証する。 1次 都市計画道路の現況及び整備状況の整理 検証 上位計画等の整理 ・東京における都市計画道路の整備方針を基にした評価の実施 ・交通流動面から見た都市計画道路の評価の実施 必要性が認められた路線 【直営2次検証】1次検証及び直営2次検証 の結果を踏まえ、必要性を総合的に判断す 2次 【委託】整備効果等を踏まえ、整備の 検証 優先順位を整理する。 る。 都市計画道路の整備優先性の整理 ・2路線固有の課題(はけ、野川、公園横断、 概算事業費の算定 環境、防災、地域コミュニティ、通過交通、 連雀通りの狭隘部分、意向調査等)を検討

工程



凡例

報告	検証の実施主体							
	委託 直営 直営							

1次検証(委託による検証)

■検証内容

▶ 委託業者の知見を活用し、都市計画道路の役割及び機能から2路線の必要性を検証する。2路線の必要度を、未着手路線とともに点数化することにより、未着手路線の中での相対的な必要性を可視化する。

■評価方法案

- ▶ 第四次事業化計画を踏まえるとともに、国土交通省の手引き等を参考に独 自の視点を加えて評価項目案を作成した。
- ▶ 評価項目の重要度は一律ではないため、重要度に応じて各評価項目に重みづけを行う。
- ▶ 交通流動面から見た都市計画道路の評価の実施を行う。

1次検証(委託による検証)

■必要性の検証項目案

		<u> </u>	
大項目	中項目	小項目	小金井市の視点
		骨格幹線道路網の形成	骨格幹線道路網への位置付け
	通行機能	都市間ネットワークの形成	周辺自治体へのアクセス
		円滑な物流の確保	物流拠点へのアクセス道路
交通機能		交通処理機能の確保	将来交通量推計、ネットワーク検証
		救急医療施設へのアクセス向上	救急医療、災害対応病院等へのアクセスする路線
	アクセス機能	交通結節点へのアクセス向上	駅や駅前広場などとの交通結節点にアクセスする路線
		避難場所へのアクセス向上	避難場所等へアクセスする路線
	都市空間機能	都市環境の保全	環境負荷の低減、周辺道路の渋滞の解消に寄与
		良好な都市空間の創出	みどりの拠点(広域交流拠点)に接続する路線
空間機能		公共交通の導入空間	公共交通不便地域の解消に寄与する可能性のある路線
	都市防災機能	緊急輸送道路の拡充	緊急輸送道路になり得る路線
		延焼遮断帯の形成	延焼遮断帯に位置付けられている路線
		災害時の代替機能	災害に強い都市構造の実現に寄与する代替機能路線
	土地利田の話	都市の多彩な魅力の演出・発信	観光拠点などにアクセスする道路
	土地利用の誘	生活空間機能の確保	生活環境の改善に寄与する路線
市街地形	導形成機能	生活道路の安全性向上	生活道路(ゾーン30)の歩行者等の安全な通行
成機能		都市骨格形成	中心拠点等のエリア内や接する路線
	都市機能	街区形成機能	木造密集地域等を通過する路線等
		まちつくりへの貢献	地域のまちづくりと一体となる道路

1次検証(委託による検証)

検証項目の配点(重み付け)

- ■配点(各評価指標の重みづけ)
- ▶ 各評価項目は重要度に応じて重みづけを行う。
- ▶ 各評価指標の重みづけは、市民意向調査により客観性を確保し、関係職員へのアンケートにより決定する。

■アンケートの設問(例)

	左がかな り重要	やや左 が重要	同じ 程度	やや右が 重要	右が 重要	右がかな り重要	
①交通機能							②空間機能
①交通機能							③市街地形成機能
②空間機能							③市街地形成機能

■路線毎に採点

▶ 評価基準を設定し、路線ごとに採点する。

参考:第4次事業化計画時の小金井市の検証資料

平成28年8月5日建設環境委員会提出資料

都可	都市計画道路 第一次検証資料 平成26年8							6年8月]作成													
													平価項目									
					交通機能 空間機能 市街地				方災機能													
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	(10)	(11)	12	13)	(14)	(15)		0.0
																					評価	点
						£ rua	Loui		交	交		良	公	牛	都	D.f.	ŧ	緊		٠		
	街	\≠	H-	整	+4:	道市	都	円	交通通	交通	都	好	公共交通	生活	市	救	まち	急	避	延	0=	
M.	路	通 称	区	整備	施 行	路の	市間	滑	行結	処	市	なか	交	空間	演の	ア急	づ	輸	難	焼		
No.	番	か 名	間	状	1J 者	I NT O		な	機節	理	環	都士		間	出多	ク医	<	送	路	遮断	市道語	評1四
	号	4	 E]	況	白	N W M M	N W	物流	能点	機	境	市	の	機	• 彩	セ療ス施	り	道	の	帯	/ th/s/2=	
						100 12	w の	1)元 の	のに	能	の	空間	導	能	発 な 信 魅	カルの自設	^	路	N	m の	確定路	
						112 45	形	確	向お	の	保	(F)	入	の	信魅	上へ	の	の	W	形	世紀 む)	
						成る	成	保	上け	確	全	創	空間	確	力	上の	貢	拡	化	成	3,	^-
						~	PEN	1215	る	保		出	間	保	の	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	献	充		PA		
																					L .	
_ 1	3•1•6		武蔵野市境~3・4・12	概成	都		Δ					Δ				Δ		Δ			7点	
2	3.1.6		3.4.12~3.4.13	概成	都	\triangle	Δ					Δ			Δ	Δ		Δ	Δ		7点	
3	3.1.6		3・4・13~小平市境	概成	都		Δ					Δ			Δ	Δ		Δ			6点	
4	3 • 4 • 1	連雀通り	三鷹市境~3・4・11	概成	都		Δ									Δ		Δ		Δ	4点	
5	3 • 4 • 1		3.4.11~3.4.12	概成·未着手	(都)		0							0		0		0		0	10点	
6	3 • 4 • 1		3.4.12~3.4.14	未着手	(都)		0													0	4点	
7	3 • 4 • 1		3.4.14~3.4.7	未着手	(都)		0													0	4点	
8	3•4•1		3・4・7~国分寺市境	未着手	(都)		0									_	_			0	4点	1/4
9	3.4.3		新小金井駅~3・4・10	未着手	(市)											0	0				4点	4位
10	3 • 4 • 3		3.4.10~3.4.11	未着手	(市)											0			F 10		2点	8位
11	3.4.4		3・4・11~3・4・12	未着手	(市)				_					0		0	^				4点 2点	4位
12	3 • 4 • 4		武蔵小金井駅〜3・4・7 3・4・7〜国分寺市境	概成 概成	都													Δ	Δ		3点	
14	3.4.7	新小金井街道		概成	都		Δ					Δ					1	Δ			5点	
15	3.4.8	初小立开封理	新小金井駅〜富士見通り	未着手	(市)							0				0	0					1位
16	3.4.8		3·5·5~武蔵野市境	未着手	市							ŏ									2点	8位
17	3.4.10	栗山通り	東小金井駅~3・4・3	未着手	市				0							0	0				6点	1位
18	3.4.11	東大通り	府中市境~3・4・1	未着手	(都)							0		0	0	Õ			0	0	12点	112.
19	3.4.12)K/\\.	府中市境~3•2•2	未着手	市										Ŏ				Ŏ		4点	4位
20	3.4.12	緑中央通り	3.2.2~3.4.1	未着手	(市)										Ŏ						2点	8位
21	3.4.12		3.4.1~3.4.3	未着手	(市)										Ŏ						2点	8位
22	3.4.12		3.5.5~3.1.6	未着手	市										Ŏ	0		0			6点	1位
23	3 • 4 • 14		3.4.3~3.4.1	概成	都		Δ					Δ				_		Δ		Δ	4点	
24	3 • 4 • 14		3.4.1~3.2.2	概成・未着手	都							0								0	4点	
25	3.4.15		府中市境~国分寺市境	未着手	(市)		0													0	4点	4位

2次検証(直営による検証)

■検証内容

- ▶ 2路線固有の課題を踏まえ、必要性及び合理性について定性的に検証する。
- ▶ 検証の結果に対し、対応策についても検討を行う。

■評価方法案

- 必要性及び合理性について、これまでの東京都の説明、市民、議会の意見、既往アンケート等を参考に、評価項目案を作成した。
- ▶ 評価方法の客観性を確保するため、庁内関係課から意見を聴取し、評価の参考にする。
- ▶ 評価項目については、地域課題を考慮するため、意向調査の内容も加味して適宜修正する。
- ▶ 評価の視点では、他自治体の道路整備による環境への影響などを調査し、評価の参考にする。
- ▶ 都市計画コンサルタント協会の専門家派遣制度を活用する。

2次検証(3·4·11号線)

■必要性(整備による効果の視点)の評価方法案

		河(本介担上
	評価項目(案)	評価の視点
交通機能	道路ネットワーク機能の強化	隣接自治体への移動円滑化効果
	周辺道路の交通渋滞の解消	整備する場合の渋滞解消効果
	生活道路への通過車両の進入	整備による通過車両の減少効果
	交通結節点へのアクセス性の向上	交通結節点への到達時間の短縮効果
	公共交通不便地域の解消	公共交通不便地域解消への貢献の可能性
	歩行者自転車の安全で円滑な移動支援	交通事故の状況把握と整備による効果
防災機能	消防活動困難地域の解消	周辺地域の道路幅員の調査
	電線類地中化による安全性の向上	道路閉塞のリスク低減による防災性の向上
	延焼の防止	延焼遮断帯の位置付けの有無
	震災時の避難路の不足	周辺地域の道路幅員の調査
	避難場所等へのネットワーク確保	避難場所、緊急輸送道路等の関係整理
	救急医療活動の支援	救急医療施設への到達時間の短縮効果
	土砂災害警戒区域	区域の把握と整備の効果
空間機能	景観形成	新たな景観形成への貢献
	都市緑化	街路樹による都市緑化への貢献
	環境負荷の低減	渋滞の解消によるCO2の削減効果
	文化的資源の保全、活用、地域活性	都立公園、野川の積極的な活用の貢献

2次検証(3·4·11号線)

■合理性(整備による影響の視点)の評価方法案

	評価項	頁目(案)	評価の視点
環境	国分寺崖線	緑化	整備による緑地の減少面積と増加面積の比較
		湧水	湧水の涵養に必要な雨水の浸透への影響
		景観	連続する緑の分断、遮蔽
		地形	地形の改変による影響
	野川	生物	魚類、底生動物に対する影響
		親水	水辺空間での活動への影響
		景観	周辺からの視認性、野川を含む景観への影響
		水量/治水	水量、治水への影響
	公園	生物	植物、ほ乳類、鳥類、両生類等への影響
			生物保護に関する法令上の公園の位置付け整理
		自然再生事業	植物、ほ乳類、鳥類、両生類等への影響
		景観	景観への影響、公園からの眺望
		機能	公園の機能、役割、活動への影響
	都市環境	土地利用	道路整備による土地利用の影響(みどり、沿道用途等)
		環境負荷	通行車両による地域への影響(大気、騒音)
文化	生活	コミュニティ	地域コミュニティへの影響
		学校等	学校、保育園、通学路等への影響
		住環境	生活、健康への影響
		街並み	景観(高さ、色)への影響
	歴史	文化財	文化財の有無と影響
		遺跡等	遺跡、神社仏閣等の有無と影響

2次検証(3·4·1号線)

■必要性(整備による効果の視点)の評価方法案

	評価項目(案)	評価の視点
交通機能	道路ネットワーク機能の強化	隣接自治体への移動円滑化効果
	周辺道路の交通渋滞の解消	整備する場合の渋滞解消効果
	生活道路への通過車両の進入	整備による通過車両の減少効果
	歩行者自転車の安全で円滑な移動支援	交通事故の状況把握と整備による効果
防災機能	消防活動困難地域の解消	周辺地域の道路幅員の調査
	電線類地中化による安全性の向上	道路閉塞のリスク低減による防災性の向上
	延焼の防止	延焼遮断帯の位置付けの有無
	震災時の避難路の不足	周辺地域の道路幅員の調査
	広域避難場所等へのネットワーク確保	広域避難場所、緊急輸送道路等の関係整理
	救急医療活動の支援	救急医療施設への到達時間の短縮効果
	土砂災害警戒区域	区域の把握と整備の効果
空間機能	景観形成	新たな景観形成への貢献
	都市緑化	街路樹による都市緑化への貢献
	環境負荷の低減	渋滞の解消によるCO2の削減効果
	文化的資源の保全、活用、地域活性	都立公園、野川の積極的な活用の貢献

2次検証(3·4·1号線)

■合理性(整備による影響の視点)の評価方法案

		この、のかり目。うりのハバ							
	評価項目		評価の視点						
環境	国分寺崖線	緑化	整備による緑地の減少面積と増加面積の比較						
		湧水	湧水の涵養に必要な雨水の浸透への影響						
		景観	連続する緑の分断、遮蔽						
		地形	地形の改変による環境への影響						
	野川	生物	魚類、底生動物に対する影響						
		親水	水辺空間での活動への影響						
		景観	周辺からの視認性、野川からの景観への影響						
		水量/治水	水量、治水への影響						
	公園	生物	植物、ほ乳類、鳥類、両生類等への影響						
		景観	景観への影響、公園からの眺望						
		機能	公園の機能、役割に対する影響						
	都市環境	土地利用	道路整備による土地利用の影響(みどり、沿道用途等)						
		環境負荷	通行車両による地域への影響(大気、騒音)						
文化	生活	コミュニティ	地域コミュニティへの影響						
		学校等	学校、保育園、通学路等への影響						
		住環境	生活、健康への影響						
		街並み	景観(高さ、色)への影響						
		生産緑地	生産緑地への影響						
	歴史	文化財	文化財の有無と影響						
		遺跡等	遺跡、神社仏閣等の有無と影響						
		地域資源	はけの小路、ムジナ坂、天神橋、美術館等への影響						

意向調查

必要性及び合理性の評価項目及び評価の視点について、 市民意向 に沿った内容にするため市民意向調査を行う。

- ▶ 意見聴取には2路線の経過を説明した上で、(既往アンケート結果、東京都の説明)個別 にアンケートを行う。
- ■市民アンケート

趣旨説明資料及びアンケート票を配布し回収する。WEBでの回答も検討する。

- ▶ 2路線関係住民、近隣小中学校及び保育園保護者
- ■団体ヒアリング

趣旨を説明した上で、面談、書面等により意見聴取を行う。

- ▶ 運送事業者、商工関係団体など
- ▶ 環境関係団体、障がい者団体、教育関係者など